

別表第3(第3条関係) 暴力団排除対策関係

措置要件	期間
橋本市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく、入札参加除外の対象となり、入札参加資格者等が、次の各号に該当するとき。	
(1) 暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から6月
(3) 暴力団又は暴力団関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から6月
(4) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、また、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。なお、密接な関係又は社会的に非難されるべき関係とは、暴力団又は暴力団関係者が主催するパーティー等その他の会合(以下「会合等」という。)に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待するような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係などをいう。	当該認定をした日から6月
(5) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から6月